

○財務省告示第九十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年五月二十五日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年六月八日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第一百
七回）
二 発行の根拠 平成二十二年における財政運
営のための公債の発行の特例等
の法律及びその
に關する法律（平成二十二年法
律第七号）第二条第一項並びに
特別会計に關する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした

三 振替法の適
用等
四 発行方法

格競争入札の募入の決定をした

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

ロ

特 国 債 市 場
者 別 参 加
非 者 第 I
争 入 札 格 競
行 及 び 国 発
債 市 場 特 者
第 参 加 者 非

六

イ

発

入 価 行
札 格 競
発 競
行 争 額

額 面 金 額 一 兆 三 十 一 億 円
う ち 平 成 二 十 二 年 度 に お け
財 政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行
特 例 に 関 する 法 律 第 二 十 一 條
項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付
国 債 一 千 八 十 一 億 六 千 五 百 四
十 六 十 一 億 八 千 一 百 五 十 五 万
行 した 利 付 国 債 に つ い て は 額

後 行 わ れ る 札 金 額 特 別 参 加 者
務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加
ご と に 応 募 限 度 を 定 め る も の
に よ り 発 行 額 下 限 国 債 市 場 特
別 参 加 者 第 二 非 競 争 入 札
発 行 額 第 二 非 競 争 入 札
各 申 込 み の うち 応 募 額 の 高 い
も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割
り 当 て る 。
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

八

最低額面金

五万円

ハ

円千六百二十九億六千八百四十万

ロ

円九百六十八億三千七百七十五万

イ

一兆六十六億千八十五万円

七

払込金

で千六百二十四億円

ハ

で千九百六十五億円

ロ

で千六百九十四億七千五百万円

行争非者特
入価・別
札格第参
発競II加
場

行争非者特
入価・別
札格第参
発競I加
場

国債市
場

入札発
行

行争非者特
入価・別
札格第参
発競II加
場

国債市
場

行争非者特
入価・別
札格第参
発競I加
場

国債市
場

特別会計に関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し
た利付国債について、額面金額

特別会計に関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し
た利付国債について、額面金額

特別会計に関する法律第六十二
条第一項の規定に基づき発行した
利付国債については、額面金額

特別会計に関する法律第六十二
条第一項の規定に基づき発行した
利付国債については、額面金額

特別会計に関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し
た利付国債について、額面金額

特別会計に関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し
た利付国債について、額面金額

特別会計に関する法律第六十二
条第一項の規定に基づき発行した
利付国債については、額面金額

九 振 額 替 単 位

十 十 一 発 行 行 日

ロ イ

十 十 三 二

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額と
の整数倍の金額によるものと
す。平成十二年五月二十五日

金額 金額
面 面
金 金
額 額
百 百
円 円
に に
つ っ
き き
百 百
円 円
三 三
十 十
五 五

(一) 二年一パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額を加え、次の算者
式により計算した金額を第二
十号の規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1 \times 66}{100 \times 365}$$

(二) 発行時に、おいて、その利子
に係る所得税が源泉徴収され
るものと記載又は記録のもの
に、とて振替口座簿の中のもの

二十 十九 十八 十七 十六 十五
 払 者 入 払 元 償 償 後 第
 込 者 札 場 利 還 還 の 二
 期 参 所 金 還 還 期 期
 日 加 支 額 限 子 以

平成二十二年五月二十五日
 財務大臣から通知を受けた者
 日本銀行
 額面金額百円につき百円
 平成二十四年三月二十日
 利子を支払う。
 て、その日以前六月間に属する
 を、その期とし、各支払期におい
 毎年三月二十日及び九月二十日
 後、の二期
 償還金額
 償還期限

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{21}{100} \times \frac{1}{2}}$$

規定する期日について同じ。）、
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 期と、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 平成二十二年九月二十日を支
 払控除することができる。
 平成二十二年九月二十日を支
 払控除する率を乗じた金額を
 得税の税率を乗じた金額を所
 は、外国法人が適用を受ける
 出た金額に（一）の算式によ
 には、又は外国法人である場
 住者又は外国法人である場合
 時に、おいて取得する者が非
 額（た、の、当、該、国、債、を、発、行、
 金額に百分の二十を乗じた金
 金額に百分の二十を乗じた金
 のに、算出した金額から、前記
 のに、算出した金額から、前記